

深浦町小規模事業者持続化補助金

深浦町内の小規模事業者の販路開拓を支援

国が案内する小規模事業者持続化補助金を活用される事業者へ深浦町が上乘せする形でさらに10万円を支援します！

1 補助対象者

次の各号のいずれにも該当するものとします。

- ・ 深浦町暴力団排除条例に定める暴力団と関係していない事業者
- ・ 町内に主たる事業所を有し、かつ、町税等の滞納がない事業者
- ・ 国の小規模事業者補助金の確定通知を受けた事業者

国の小規模事業者持続化補助金とは…

商工会の助言を受けながら、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

2 対象となる補助金額

国の小規模事業者持続化補助金の額を除いた自己負担に係る

3分の2の額（上限10万円）

（算出された補助金額に端数が生じた場合は1,000円未満切捨て）

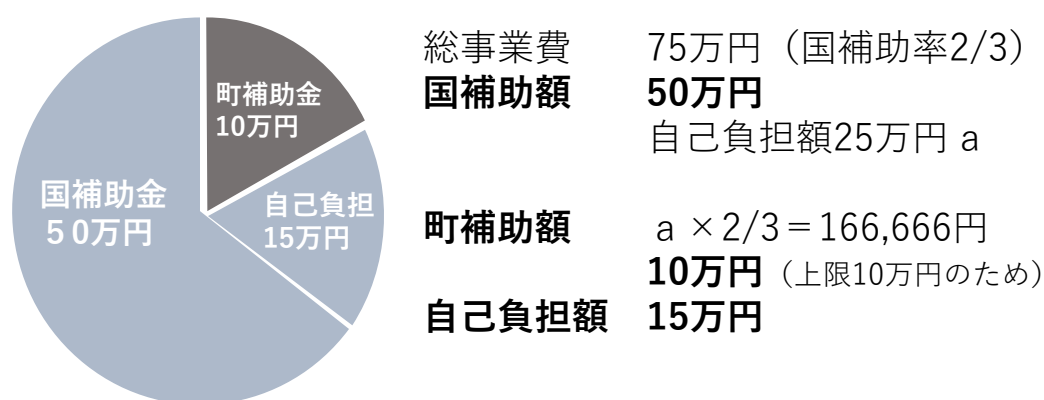
3 必要書類

当該補助金交付申請書（様式第1号）

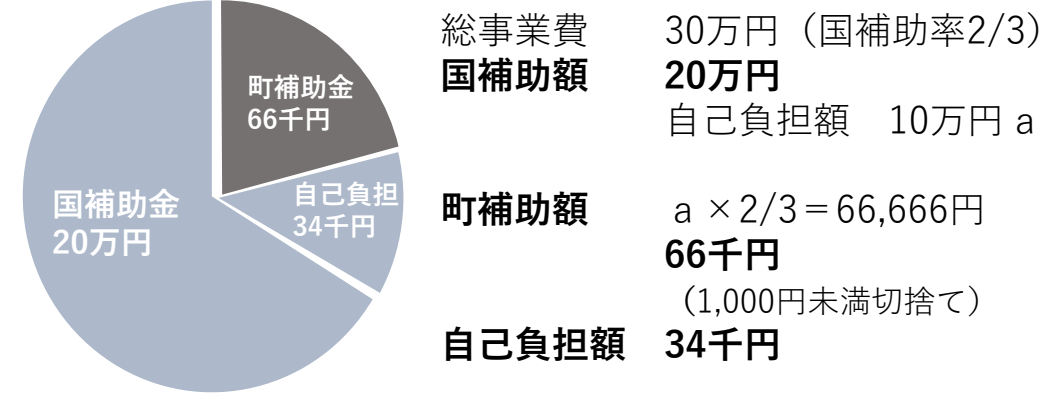
国の小規模事業者持続化補助金に係る書類の写し

（交付申請書、実績報告書、確定通知書）

例1



例2



※ 国の小規模事業者持続化補助金には、各申請類型がありますが、町の補助率はいずれも自己負担額の2/3となります。

※ 詳しい内容は町ホームページに申請様式と一緒に掲載しておりますので、ご確認ください。

問合せ先
深浦町観光課 商工振興係
電話 0173-74-4412（直通）



深浦町小規模事業者持続化補助金 HP